



Japan Color 標準印刷認証制度

Japan Color 認証マーク使用ガイドライン Ver1.2

2010年8月6日

目次

1. JAPAN COLOR 認証マークの定義と商標権	1
1-1 JAPAN COLOR 認証マークの定義	1
1-2 商標権	1
2. JAPAN COLOR 認証マーク掲載条件	2
2-1 名刺	2
2-1-1 名刺への掲載方法.....	2
2-1-2 名刺の該当者	2
2-2 クライアント納品物.....	2
2-2-1 クライアント納品物への掲載方法	2
2-2-2 クライアント納品物への掲載条件	2

1. Japan Color 認証マークの定義と商標権

1-1 Japan Color 認証マークの定義

Japan Color 認証マークは、「図表 1-1 Japan Color 認証マーク」に示すように左側の「JC」の図の部分と「Japan Color」の文字の双方により構成されます。これらはセットでの使用を義務づけています。

詳しい利用形態については、別紙「Japan Color 認証マークデザインガイドライン」を参照してください。

図表 1-1 Japan Color 認証マーク



1-2 商標権

「Japan Color」及び「ジャパンカラー」は、社団法人日本印刷産業機械工業会及び社団法人日本印刷学会の登録商標（登録第5270852号）です。

また、Japan Color 認証マークは、社団法人日本印刷産業機械工業会の登録商標（登録5293700号）です。

これらの商標を使用するためにはしるべき許可が必要です。未許可の使用は商標及び著作権の侵害する行為として禁止されています。Japan Color 認証マーク使用に当たっては社団法人日本印刷産業機械工業会が定めたルールやガイドラインに従い、社団法人日本印刷産業機械工業会及びその関係機関や担当者の許可を得た上で使用しなければいけません。

2. Japan Color 認証マーク掲載条件

ここでは Japan Color 認証マークの掲載可能対象物とその掲載方法等について記載します。

2-1 名刺

2-1-1 名刺への掲載方法

名刺への Japan Color 認証マークの使用にあたっては、認証番号と取得工場名の併記が必須となります。併記の方法について、詳しくは、別紙「Japan Color 認証マークデザインガイドライン」を参照して下さい。

2-1-2 名刺の該当者

名刺への記載にあたっては、①～③のいずれかの条件に合致する場合に利用可能です。

- ①取得した工場の全ての従業員が利用可能です。
- ②本社の営業担当者は、取得工場の営業にかかわるもののみが利用可能です。さらに、役員も利用可能です。連結対象子会社（生産工場）が取得した場合にも左記と同様になります。
- ③営業担当者が全国に点在しているようなケースでは、Japan Color の認証マークとともに認証番号と取得工場名を名刺の表面に記載してください。取得している工場が複数ある場合で、表面に記載しきれない場合には裏面に記載しても差し支えありません。ただし、この場合も、認証番号と取得工場名は必ず記載してください。

2-2 クライアント納品物

2-2-1 クライアント納品物への掲載方法

クライアント納品物の印刷物に Japan Color 認証マークを使用する際は、認証番号と取得工場名の併記は必要ありませんが、どの部分が Japan Color 標準印刷認証制度によって印刷されているのか該当ページの表記が必要になります。詳しくは、別紙「Japan Color 認証マークデザインガイドライン」を参照して下さい。

2-2-2 クライアント納品物への掲載条件

認定工場で印刷された印刷物であること。

(1)Japan Color 基準で印刷したと工場内の品質管理責任者が認めたものであること。

- ①「枚葉印刷業ジャパンカラー2007 JCS2007 解説書」の2頁に掲載されている各種用紙の標準用紙特性値（規格値）をクリアしている用紙であること。
- ②CMYK ベタ部の L*a*b*値と CMYK50%網点部のドットゲインは Japan Color 基準内であること。

(2) Japan Color 標準印刷認証オペレーションガイドに提示している審査時の記入必須項目の記録を残し、顧客からの要望に応じて、記録を提出できるようにすること。管理項目の追加も可とする。

2-3 その他への掲載方法

その他の掲載方法として掲載可能なものは以下の4点に限定しています。

- ・ 自社ホームページ
- ・ 自社パンフレット
- ・ 自社の PR ポスター
- ・ 自社の PR チラシ

なお、上記以外の Japan Color 認証マークの使用に関しては資料1「Japan Color 認証マーク利用申請書兼許可書」に必要事項をご記入の上、下記ご相談先までご連絡ください。

◆ご相談先 (メールでお願いいたします。)

社団法人 日本印刷産業機械工業 (JPMA) 技術部 Japan Color 認証課

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館

Tel : 03-6809-1617

Fax : 03-6809-1618

e-Mail : jc@jpma-net.or.jp

平成 年 月 日

Japan Color 認証マーク
利用申請書兼許可書社団法人日本印刷産業機械工業会
技術部 Japan Color 認証課 殿

<申請者>

会社名

部署・役職

氏名

住所

TEL

FAX

E-mail

所属長

㊟

㊟

Japan Color 認証マークの利用を、下記のとおり申請します。

Japan Color 認証マークの利用に際しては Japan Color 認証マーク使用に当たっては社団法人日本印刷産業機械工業会が定めたルールやガイドラインに従い、社団法人日本印刷産業機械工業会及びその関係機関や担当者の指示に従います。

なお、当方の故意又は重大な過失により、Japan Color 認証マークの使用を誤った場合は責任を持って対応致します。

記

1. 利用申請提出 平成 年 月 日
2. 利用目的、利用内容（具体的にお願いします）

【利用目的】

【利用内容】

3. 添付資料等

利用イメージデータ PDF

利用許可書

平成 年 月 日

上記の通り許可いたします。

社団法人日本印刷産業機械工業会

※注意事項 この申請書の記載事項に変更を生じる場合、または生じた場合はすみやかに届け出てください。

■変更歴

<初版> Ver1.0a 2010 年 3 月 1 日

<変更> Ver1.1 2010 年 4 月 15 日

【内容】

1-2 商標権の権利関係追記

2-2-2(1)② CMYK ベタ部の L*a*b*値と CMYK50%網点部のドットゲインの基準値を記載

2-3 相談窓口を追記

添付資料 1 Japan Color 認証マーク利用申請書を追加

<変更> Ver1.2 2010 年 8 月 6 日

【資料 1】

申請者欄に TEL, FAX を追加